

# 中央会

組合活性化情報



2008.3  
No.521

# わかやま

- 組合事務局交流会を開催
- 中小企業生産性向上プロジェクト
- 平成20年度中小企業税制改正のポイント
- 商工中金の転換に係る説明会

No.521

2008.3

# Contents

W A K A Y A M A

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 組合事務局交流会開催（白浜）            | 1  |
| ステップアップ講座                 | 2  |
| ●「経営者のためのパワーアップ講座」PARTIII |    |
| 中小企業生産性向上プロジェクト（中小企業庁）    | 4  |
| 平成20年度中小企業税制改正のポイント       | 7  |
| 中央会だより                    | 9  |
| ● 山梨県商談会報告会               |    |
| ● 商工中金の転換に係る説明会           |    |
| ● 平成19年度新規加入組合            |    |
| ● 外国人研修生受入企業支援事業          |    |
| 情報連絡員スポットライト              | 13 |
| 会員だより                     | 14 |
| 全国先進組合事例                  | 16 |
| 高年齢者雇用確保措置                | 18 |
| 地域の就職支援活動                 | 19 |
| 情報連絡員報告                   | 20 |
| 共済制度のご案内                  | 22 |

# 今月の トピックス

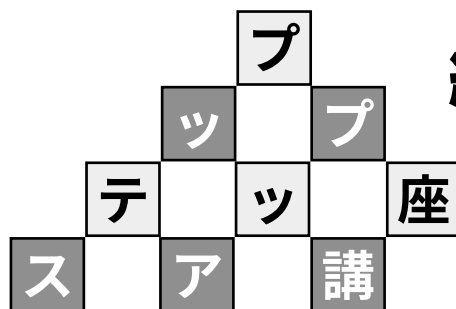
## 組合事務局交流会を 白浜で開催！

2月6日（水）、白浜の「ホテルシーモア」において、第2回目の事務局交流会を開催しました。交流会では、新連携構築支援事業の一環として、株式会社マーケティングダイナミックス研究所 代表取締役 上野祐子氏による「企業連携による新商品・新事業開拓ノウハウ」と題した講演会を開催。成功する企業連携のポイントについて語っていただきました。

つづいて、意見交換会を開催し、各業界から中央会への要望や現状報告をしていただきました。

意見交換会終了後には懇親会を開催。講演をしていただいた上野氏も参加され、組合の方々との活発な交流会となりました。





# 経営者のためのパワーアップ

## ～ 決算書から経営改革のヒントを!!(2)～

前回は、収益力の改革では、「売上高の増強」と「原価の低減」により自社の損益構造を変革し、利益を拡大させる、そのための売上高増強戦略について考えてきました。

今回は、もう一つの「原価低減」について考えていきたいと思います。また、最後に、総合収益力の改革のもう一つの要素である「運用資産効率化の改革」について考えていきたいと思います。

### 《原価の低減》

バブル崩壊後徹底したコスト削減を続け、もうこれ以上の原価低減は、乾いたタオルを絞るようなもので不可能に近いといわれる企業も多いと思いますが、まだまだ、創意工夫や新しい発想により、原価低減の余地がたくさんあると思います。例えば、製造業では、

仕入ルートの見直し、材料歩留り改善、不良率の改善、外注の内製化（またはアウトソーシング）、工程見直しによる加工工数の削減、自動化・省力化機器導入、諸経費の削減などについてこれまでと異なる新しい発想・工夫で考えてみてください。ある企業では、仕入先を新しく開拓することで大きな仕入原価低減につながった例などもあります。あるいは、物流費負担の大きな企業などでは、本業に経営資源を集中し、物流費を低減するため仕入から販売に関連する物流部門を一括して第三者（サードパーティー・ロジスティクス）に委託する企業なども見られます。詳細な原価低減項目については、前回の「経営改革体系図」を参照してください。

## 運用資産の効率化改革

企業の運用資産は、主に預金、売上債権、在庫などの流動資産と土地、建物、機械装置、投資等などの固定資産に分かれます。これらの運用資産は、中小企業の場合、大部分は仕入債務と借入金などの実質的に金利負担のかかる負債により調達されています。

前回でも説明しましたように、「運用資産の効率化改革」は、総合収益力改革のための「販売収益力改革」と車の両輪になります。

したがって、運用資産の効率化戦略は、いかにして低コストで調達した資金を運用収益の高い資産へ運用するか、または、いかにして運用効率の低い資産を圧縮し、調達コストの高い負債を圧縮するかにつきるとしています。ここでは、おもに後者のほうについて決算書の科目別に見ていくことにします。

### 《預金》

預金は、現在金利水準は異常な低金利であり、運用という面では特に重要になります。預金残高の適正水準は、自社の資金繰り面と金融機関の借入金残高の状況などにより異なり、一概には言えませんが、一般的な目安となる比率として、預金と借入金の割合を示す「預貸率」という比率と、自社が実質的に負担している金利がどれくらいかをみる「実質金利」という比率があります。実質金利は、実際借りている借入金の金利（表面金利）に対して借入金から預金を控除して算出した金利を言います。

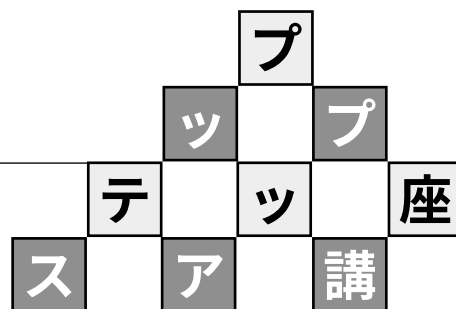
預金と借入金の割合や表面金利と実質金利の乖離状況、資金繰り状況、金融機関との取引状況など全体のバランスから、運用資産としての預金の最適水準を考えてください。

$$\text{預貸率} = \frac{\text{預金残高}}{\text{借入金残高}} \times 100$$

$$\text{実質金利} = \frac{\text{借入金支払利息} - \text{預金受取利息}}{\text{借入金残高} - \text{預金残高}} \times 100$$

# 講座 PART III

大前ビジネス研究所 所長  
中小企業診断士 大前 孝司



## 《売上債権（受取手形＋売掛金）》

売上債権は、営業活動で発生する最も重要な運用債権で、業種や販売条件で企業により大きく異なる場合があります。一般に、運用資産の効率性や適正水準を検討する手法として、「回転期間」と「回転率」があります。回転期間は各運用資産を平均月商で除して、回転率は年間売上高を各運用資産で除して算出します。例えば、売上債権の回転期間は、月商の何ヶ月分の債権を持っているか、回収するのに何ヶ月かかるかなど効率性をみる指標です。また、回転率は、売上債権が年間何回転するかなどこれも効率性を見る指標で

す。今回は、前者の回転期間で見ることにします。

この指標は、自社の決算書を時系列で比較してどのようになっているか、また、業界の平均と比べてどうか検討してください。税理士さんから還元される財務資料にもあると思いますので是非活用してください。理由も無くこの回転期間が長くなっている場合などは、効率性が低下し、借入・金利負担の増大、貸倒リスクの増大など発生する恐れがあり、その原因の究明と対策が必要になります。

$$\text{回転期間} = \frac{\text{各運用資産}}{\text{平均月商}} = \text{〇〇ヶ月}$$

$$\text{回転率} = \frac{\text{年間売上高}}{\text{各運用資産}} = \text{××回}$$

（注）棚卸資産回転期間は、棚卸資産÷月平均売上原価で算出する場合もあります。

## 《棚卸資産》

棚卸資産もこの回転期間の変化から運用の効率や営業活動の変化を知ることができます。棚卸資産回転期間は、手持ちの在庫が何ヶ月分あるか、販売するまで何ヶ月かかるかなどを見る指標で、これも自社の時系列の比較や同業種の比較により在庫の適正水準を把握するようにして下さい。

例えば、棚卸資産の回転期間が理由も無く年々長期化してきたり、業界水準と大きく乖離してきたりすると、資金負担が大きくなり、金利負担増大、不良在庫の発生など在庫コストが増大し、運用資産の効率性が低下します。在庫切れを起こさない最低在庫水準や再調達期間、販売状況などから常に適正な在庫水準を維持できるように心がけて下さい。

## 《雑勘定》

その他の雑勘定には、未収入金、貸付金、前渡金、立替金、仮払金などがあり、回収が長期化したり、回収が困難な場合が多く見られます。長期化したこれらの雑勘定は、早期に回収等をはかり資産の圧縮を図ることが望ましいと考えます。

## 《固定資産》

固定資産には、建物、機械装置など減価償却により資金回収をはかる償却資産や土地及び有価証券・貸付金・出資金等の投融資資産などに分類されます。建物、機械装置、土地には事業用資産として、事業に大きく貢献している運用資産と、直接事業に貢献していない遊休資産や全く貢献していない不稼働資産などがありますが、これらの事業に貢献しない不稼働資産は、不採算資産として早期に処分して負債の圧縮、運用資産の健全化を図ることが望ましいと考えます。

また、長期に固定化した貸付金、大幅に下落して回復の見込みのない会員権や有価証券などの不採算運用資産を一定額の損失を覚悟して回収や処分を検討し、採算性の高い資産へ乗り換えるのも一法かと考えます。



..... 中小企業庁 .....

# 中小企業生産性向上プロジェクト



**中小企業の「成長への道筋」を示し、各段階の取組を応援します！**

## 中小企業の生産性向上を応援します

景気が回復する中でも、  
地域・中小企業は厳しい状況におかれています。

中小企業の元気は、日本経済の元気！  
経済成長には、中小企業の成長が不可欠です。

中小企業の実産性を向上させるため、  
平成21年度までの3年間、集中的に政策を実施します。

### Step 1

経営を変える第一歩を踏み出しましょう。～経営の「見える化」を応援します～

### Step 2

下請事業者と親事業者の新たな関係を構築します。

### Step 3

経営を変えるための資金調達をお手伝いします。

### Step 4

付加価値の源泉である人材の育成をお手伝いするとともに、中小企業を外部の「チエ」とつなぎます。

### Step 5

「つながり」の強化により新しい付加価値を生み出す挑戦を支援します。

## Step 1

### 経営の「見える化」を応援します

#### (1) 財務の「見える化」をお手伝いします。

- インターネットを通じて、簡単に記帳ができるようにお手伝いをします。
- 中小企業のIT化のために39億円の予算を確保しました。
- 財務状況など経営の課題を、中小・小規模企業の皆様が自ら把握できるようになります。
- 同時に、取引先や金融機関など、対外的な信用が高まります。
- 財務会計を「見える化」した企業については、国民公庫のマル経融資を迅速に受けることができるようになります。

#### (2) 経営課題の「見える化」を応援します。

- 全国300の拠点で、経営の悩みについて、年間10万件の相談に応じます（52億円の予算を確保しました）。
- 資金、商品開発、取引拡大など、企業毎の経営課題を目に見える形にするお手伝いをします。
- 500名のコーディネーターが、それぞれの経営課題に応じて、専門家の派遣や最適な支援制度を活用しつつ、きめ細かく経営を支援いたします。
- まずはご相談下さい！

#### (3) 安心して経営に専念できるよう事業の承継に際しての問題等を解決します。

##### (i) 事業承継問題を総合的に支援します

- 中小企業の事業承継をお手伝いして、新しい世代につなぎます。
- 事業承継税制を抜本的に拡充します。  
自社株式の相続税の特例措置について、現行の10%減額から大幅に拡充し、80%の納税猶予を受けられるようになります。
- 全国100箇所の相談窓口で、事業承継に関するあらゆる問題について、弁護士などの専門家が相談に応じます。

##### (ii) 企業の立て直しを請け負います

- 各都道府県の中小企業再生支援協議会では、これまで13,000件の相談に応じ、2,000件の再生計画の策定を支援した経験を生かし、弁護士などの専門家が、事業の再生をお手伝いしています。
- 事業承継の円滑化や事業再生の支援を通じて、地域の雇用を守ります。



## Step 2

### 下請事業者と親事業者の新たな関係を構築します

#### (1) 下請いじめは許しません。

- 下請代金法を厳格に運用して、買い叩き等の違法行為を、厳しく取締ります。

#### (2) 下請事業者と親事業者が共に栄えるような関係の構築を目指します。

- 下請事業者と親事業者のあるべき望ましい関係を示した下請適正取引ガイドラインの普及

啓発を図ることにより、成果を共有できるような関係の構築を後押しします。

#### ○親事業者との取引関係等で困りの方は、何でも相談して下さい。

#### ○必要な予算を6倍に増やします。下請取引の「駆け込み寺」を全国規模で整備して、47都道府県下の下請トラブルの相談・解決などに努めます。

## Step 3

### 経営を変えるための資金調達をお手伝いします

#### (1) 小規模企業向けのマル経融資制度を拡充します。

- 貸付限度額が、550万円から1,000万円に拡大されます。
- 貸付期間も、運転資金は5年に、設備投資資金は7年に延長されます。
- これまで「運転資金」しか借りられなかった飲食店、理美容、旅館、クリーニング業などの方は、「設備投資資金」も借りられるようになります。
- 小規模企業・個人事業者は、無担保・無保証

人で、国民生活金融公庫から低利の融資を受けることができます。

#### (2) 様々な資金ニーズに応じます。

- 手形取引は、15年前の1/8まで減少しています。手形割引に代わる手段として、売掛債権を早期に現金化できるよう、お手伝いします。
- 低額の保証料で保証の予約ができるようになります。（“雨の日に備え、「傘」を予約”できるようにします）

- 担保・保証人に頼らずに融資が受けられるような環境整備を進めます。
- ※信用保証協会における第三者保証人の徴求率は2.6%まで減少。

**(3) 原油価格高騰・建築着工減少に対応しています。**

- 政府系中小企業金融機関（※）では、低利の

融資が受けられます。

（※）中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫

- 信用保証協会では、別枠かつ割安な保証料で保証を受けられます。
- 既にある債務についても、返済条件の緩和を行っています。

## Step 4

### 人材の育成をお手伝いするとともに、外部の「チエ」とつながります

**(1) 団塊世代の人材を地域・中小企業につなぎます。**

- 技術やノウハウを持っている全国の団塊世代の大企業人材が、地域・中小企業で活躍していただけるようお手伝いします。
- 年間1万人の人材を中小企業につなぎ、新商品の開発やブランド戦略、販路の拡大、財務状況の改善など、中小企業が抱える課題を解決します。

**(2) ものづくり中小企業の人材育成を応援します。**

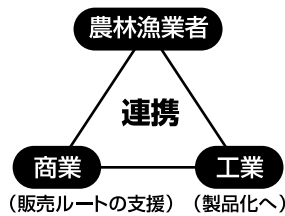
- 地域の中小企業と工業高校や高専をつなぎ、中小企業のものづくりを支える若手人材の育成をお手伝いします。
- 中小企業の技術を学生に伝えるとともに、中小企業の若手技術者が新しい技術を学ぶ機会を提供します。

## Step 5

### つながりの強化により、新しい付加価値を生み出す挑戦を応援します

**(1) 農林水産業と商工業をつなぎます（「農商工連携」の促進）。**

- 農林水産業と商工業との連携（「農商工連携」）を応援します。
- 予算は100億円を準備しました。
- 新たな法的枠組みにより、税や低利融資等で、新商品開発等の皆様の取組を応援します。
- 空き店舗を活用した農産物販売のアンテナショップ設置などにより、商店街の活性化を応援します。
- 地域の知恵と工夫を活かした農商工連携を応援するため、中小機構は、地域中小企業応援ファンドに500億円の資金枠を準備いたします。



**(2) 地域の魅力ある商品等を内外のマーケットにつなぎます。**

- 各地域の農林水産品や、産地の技術、観光資源などの地域資源を活かした商品やサービスが、もっと売れるようお手伝いします。
- マーケティングやブランド戦略などの専門家によるきめ細かな相談、助成金・税制・低利融資などにより、各地域の知恵や工夫を応援し、5年間で1,000件の新事業創出をお手伝いします（117億円の予算を確保）。
  - ・新しい商品の開発を、試作品開発への補助や展示会出展などで応援します。
  - ・商品のブランド化をお手伝いします。
  - ・販路開拓をお手伝いし、新しい市場につながります。

・海外マーケットへの輸出もお手伝いします。

**(3) 新たな付加価値を生み出す技術の開発をお手伝いします。**

**(i) 中小企業と大企業をつなぎ、ものづくり技術の高度化を支援します**

- めっき、鍛造、金型など製造業の国際競争力を支える中小企業の技術力強化を応援します。
- 大企業の商品開発と中小企業の技術をつなぎます。自動車、情報家電など川下大企業の3～5年後の商品開発ニーズを踏まえた技術開発の方向性を示すとともに、大企業等と共同で行う研究開発を資金提供等によりお手伝いします。

**(ii) 中小企業と「公設試」の技術や知恵をつなぎます**

- 地域の中小企業が社外研究所として活用できるお近くの「公設試」（※）を、是非ご活用下さい。
- ※都道府県等の「公設試験研究機関」のこと

**(4) 商業・サービス産業の成長を支援します。**

- 製造業で培われた知恵やノウハウを、商業・サービス産業につなぎます。
  - ・「トヨタ生産方式」など効率化の取組のサービス産業への導入をお手伝いします。
  - ・全国の先進事例を「ハイ・サービス」として3年間で300紹介します。
- 品質の見えないサービス産業の満足度や品質を「見える化」します。
  - ・お客様の満足度を測る指標を開発します。
  - ・質の高いサービスと低いサービスを差別化する仕組みを整備します。
- 特に商業については、中心市街地の活性化（※）やコンパクト・シティの推進、商店街向け支援策の活用により、引き続き強力に応援します。
- ※18年8月の改正中心市街地活性化法施行以降、19年12月までに、計24件の基本計画を認定。



平成20年度

# 中小企業関係税制改正のポイント

- 今般の税制改正において、長年の課題であった事業承継税制の抜本拡充が実現。これにより、事業承継の最大の支障の一つである中小企業経営者の相続税負担の問題が一掃され、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化を強力に後押し。
- あわせて、中小企業の生産性向上・成長の底上げを促進する中小企業投資促進税制、少額減価償却資産特例の延長や中小企業技術基盤強化税制の拡充等が実現。

## 中小企業の事業承継の円滑化

### ① 中小企業事業承継税制の抜本拡充

- ▶ 非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充
- ▶ 本年度は、平成21年度改正で創設し、事業継続円滑化法（仮称）の施行の日（平成20年10月予定）以降の相続に遡って適用

#### 自社株に係る10%減額措置（現行制度）

##### 主な要件

- 〈対象会社要件〉  
発行済株式総額20億円未満の会社
- 〈軽減対象の上限〉  
相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額

軽減割合を80%に大幅拡充

#### 自社株に係る80%納税猶予（改正後）

##### 主な要件

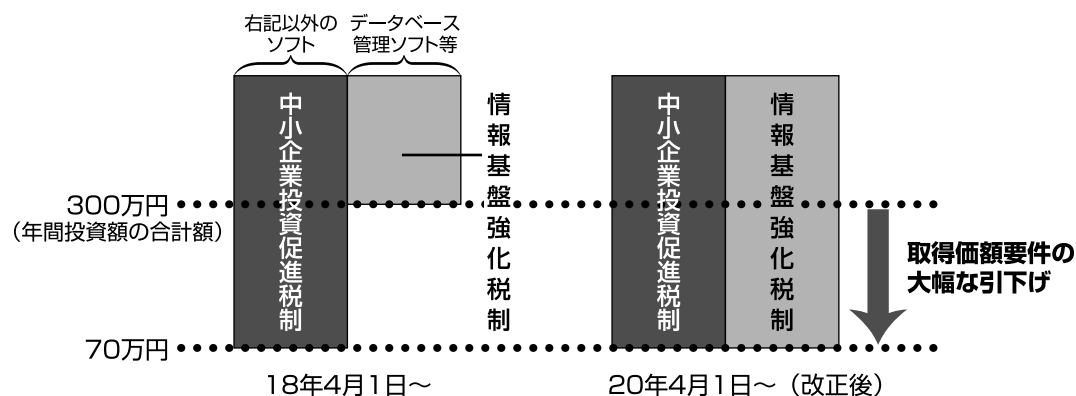
- 対象会社は中小企業基本法上の中小企業  
※株式総額要件は撤廃
- 軽減対象となる株式の限度額は撤廃  
※但し、発行済株式総数の2/3以下の限度有り。

- ② 非上場株式を純資産価額方式により評価する場合に計上される営業権の評価について、標準企業者報酬額及び総資産価額に乗ずる利率を見直す（当該利率は2%から5%に引上げ予定）。

## 中小企業の生産性向上・成長の底上げ

### ● 中小企業投資促進税制の延長、情報基盤強化税制の延長・拡充

▶ 情報基盤強化税制の取得価額要件を大幅に引き下げ（300万円→70万円）、基本的に、中小企業のソフトウェア投資の取得価額要件は70万円以上の一本化。



### ● 少額減価償却資産特例（30万円未満の少額資産の即時全額損金算入）の延長

### ● 中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）の抜本拡充

▶ 試験研究費に対する税額控除上限の引上げ（現行の上限：法人税額の20%）  
研究開発を増加させている企業又は研究開発比率が高い企業が最大30%まで税額控除できる枠組みに拡充（上限の別枠10%）

### ● 人材投資促進税制の拡充

▶ 教育訓練費割合が一定水準以上の中小企業について、増減に関わらず教育訓練費の8～12%を税額控除する「総額方式」に拡充。

### ● 創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻還付措置の延長

### ● 交際費の損金算入特例（400万円まで90%損金算入）の延長

### ● 企業再生税制の特例措置を受ける私的整理の要件の緩和

▶ 企業再生税制の適用要件である「2以上の金融機関等の債務免除」につき、「金融機関等」に信用保証協会を追加。

### ● 農林水産業と商工業との連携等を促進するための所要の税制措置

▶ 農林水産業者と中小企業者が連携し、商品等の開発、生産等を行うための設備投資に対する税制措置の創設（7%の税額控除又は30%の特別償却）

平成20年度中小企業関係税制改正のポイント

## 山東省商談会報告会開催！



二月八日（金）、ルミエール華月殿にて、昨年一月に中国山東省済南市で実施された商談会の報告会が開催されました。報告会では、先ず、商談会当日の会場風景等をスライドで紹介し、続いて商談会参加メンバーの（株）協和プレス 野村壮吾氏、（株）丸昌 森好弘氏による商談会に参加しての感想、その後の商売への展開、取り組みについての発表がありました。

最後に、（株）インターグループ コンベンション部 ミーティングプランナー ガールーディ氏による「和歌山県中小企業に与る今後の中国ビジネス」と題した講演が行われました。

商談会も今回で三回目となり、今後は出来るだけ多くの企業の方にご参加頂き、継続していきたいと考えています。



野村氏



ガールーディ氏



森氏

# 中央会だより

## 商工中金の転換に係る説明会開催



### 新商工中金法の概要

#### 目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする

平成20年10月

#### ●協同組織から株式会社へ転換（特殊会社化）●

既存の民間出資者に十分に配慮し、転換（※）を円滑にするための措置を講ずる

既存の民間出資者に不当な利益移転が生じないように手当てを行った上で、政府出資のかなりの部分を準備金化

（※）転換…法人格の同一性が維持され、権利義務関係に変更が生じない組織形態変更方式

#### 移行期

##### （1）業務

①貸付け→中小企業団体及びその構成員向けの金融機能の根幹を維持できるよう、融資対象を限定

②預金→資格制限を撤廃、預金保険法の適用

③商工債の発行→金融債の発行を引き続き認める

##### （2）株主

株主構成を中小企業団体及びその構成員に限定

◎政府も完全民営化までの間は株式を保有

##### （3）監督

主務大臣の監督は真に必要なものに限定

民営金融機関とのイコールフットィングや財政措置に係る公益性確保の観点に留意し、政府関与を縮小

#### 完全民営化時点

#### ●完全民営化●

市場の動向を踏まえつつ、法施行後おおむね5年後から7年後を目途として、政府保有株式の全部を処分

政府が保有する株式を全部処分した後、新商工中金法は廃止

その上で、中小企業団体及びその構成員向けの金融機関としての機能を維持するため、株主資格の制限その他必要な措置を講ずる

平成20年10月1日、商工組合中央金庫が株式会社に転換されます。

中央会では2月12日（火）、ホテルグランヴィア和歌山において商工中金の株式会社化に係る説明会を開催。約130名が出席される中、安倍理事、伊藤和歌山支店長が詳細説明を行いました。

又、個別相談コーナーも開設され、「商工中金転換計画に関する事項や組合運営に与える影響」について商工中金担当者による個別相談を実施しました。

商工中金が株式会社化後も、中小企業団体とその構成員に対する金融円滑化を法目的とする機関に変わりはなく、その機能を維持するため新商工中金法や関連政令・省令で様々な措置が講じられています。





## 平成19年度新規加入組合の紹介

| 組合名                  | 理事長   | 所在地                 | 主な事業                                       | 資格業種               |
|----------------------|-------|---------------------|--------------------------------------------|--------------------|
| 紀州の花生産協同組合           | 津村 憲男 | 和歌山県御坊市名田町楠井1937番地  | 組合員の事業に必要な種苗並びに副資材の共同購入<br>組合員の取り扱う花きの共同配送 | 花き作農業を行う事業者であること   |
| おいしいものを食べさせる<br>企業組合 | 北野 幸子 | 和歌山市上野町1丁目1番地       | 飲食店の経営                                     | 個人                 |
| サン紀南協同組合             | 瀧川 洋  | 和歌山県田辺市秋津町611番地     | 組合員の事業に必要な副資材の共同購入<br>組合員のためにする外国人研修生の共同受入 | 果樹作農業又は野菜作農業を行う事業者 |
| 紀伊ニット協同組合            | 向井 正興 | 和歌山市出島41番地の1        | 繊維製品の共同受注<br>外国人研修生受入                      | 成人女性・女子服製造業        |
| 中紀生コンクリート協同組合        | 木下 泰隆 | 和歌山県有田郡有田川町上中島733-1 | 共同受注・共同販売                                  | 生コンクリート製造業         |

# 中央会だより

## 『外国人研修生受入企業 支援事業懇談会を開催』



2月14日（木）、ホテルグランヴィア和歌山に於いて外国人研修生・技能実習生受入企業支援事業懇談会を開催しました。

専門家には行政書士 安藤国際法務事務所 所長 安藤敏行 氏 をお招きして、8年ぶりに改訂された「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（法務省新指針）」について重要ポイントを解説していただきました。

その後、質疑応答に移り、「法務省新指針」や「団体監理型の危機管理」等について活発な意見交換が行われました。

本会では今後も、外国人研修・技能実習制度のより一層の適正実施と成果向上を図るため、外国人研修生受入組合及び企業の皆様に対し、支援事業を実施していきます。





# **新 情報連絡員 スポットライト** ～ ぶらくり丁商店街協同組合 ～

今月号は、19年10月より新たに情報連絡員に就任された竹中 隆氏にお話をお伺いしましたので、その内容をご紹介します。

## 今、組合で力を入れている事若しくは組合PRについて

昨年認定された中心市街地活性化基本計画に基づいて、中央商店街連合会を中心に、活性化委員会を立ち上げ、行政等と情報交換しながら、イベント等の企画運営を行っています。また、旧丸正跡にフォルテワジマもオープンし、組合としても、イベント等活動を実施して参りますので、是非、ぶらくり丁商店街にお越し下さい!!



竹中副理事長

**竹中さんは、ぶらくり丁商店街で化粧品専門店「一番館 タケナカ」を経営されていますが、お店の経営において大切にされている事若しくはお店のPRについてございましたらお願いします。**

「一番館 タケナカ」は、ぶらくり丁商店街で、お客様第一主義をモットーに、接客やカウンセリングを通して、長い目で見たお客様づくりを目指しています。豊富なブランドの中からあなたにぴったり合った化粧品が選べ、コンピューターを使った肌測定～眉スタイリング、ライトエステ～本格エステまで、あなたのきれいを応援する化粧品専門店です。お気軽にお立ち寄りください!!



## ご自身の日常について

体調管理としては、睡眠は

なるべく取る様にしています。趣味は車が好きなので、ドライブですかね。年に数回、家族旅行を兼ねてドライブしています。ストレスに関しては、元々溜まらない性格なんですけど、考え方も溜めない様に心掛けています。座右の銘ですか？座右の銘という程ではないんですが、「初心忘るべからず」は好きな言葉ですね。



# 会員だより

## りんくうイオンで 紀州伝統漆器展開催！！

2月16日（土）・17日（日）の2日間、大阪府泉南市のりんくうイオンにおいて、「紀州伝統漆器展」が開催されました。

このイベントは、県外の方々に、和歌山の伝統産業である紀州漆器をPRしようと、組合と海南市が主催で、今回で2回目となります。

会場では、昨年の紀州漆器まつりで披露された青年部制作の「移動式茶室」の展示や、漆塗りの盆やお椀、小物類の展示即売が行われました。

組合の方に話を聞くと、「昨年初めて開催したのですが、お客様の反響が良かったので、今年も開催する事になりました。このイベントは、普段、紀州漆器に馴染みの無いお客様にも知って頂く良い機会なので、今後とも続けていきたいです。」と話されていました。

当日は、蒔絵体験や根来塗りのお椀研ぎ出し体験コーナーも設けられ、ショッピングセンターを舞台に、紀州漆器の魅力を大いにPRした2日間となりました。



紀州漆器協同組合 TEL 073-482-0322



# 「IT経営実践認定組織」として認定される！

～和歌山県医師（協）～

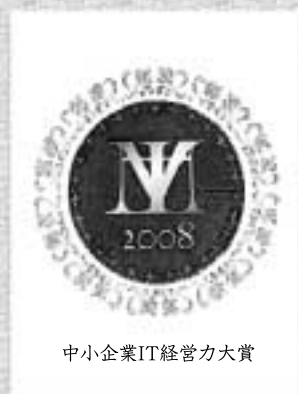
経済産業省では、優れたIT経営を実現し、他の中小企業がIT経営に取り組む際の参考となるような中小企業を経済産業大臣が表彰する制度（中小企業IT経営力大賞）を今年度新たに創設。

又、この賞の他にIT経営の実践内容が企業内最適化を図っている等の一定水準以上と認められる企業・団体を「IT経営実践認定企業（組織）」として認定。

和歌山県医師協同組合がITの円滑化・効率化を組織活動の中で高度に利用している組合として栄えある認定を受けました。

大賞関係22件の他、認定は全国から企業139社、組合・団体等の組織として12組織が厳正な審査により選ばれたもので和歌山県医師（協）は、これまでのIT活用の効果的な実践が高く評価された「認定」取得となりました。

「中小企業IT経営力大賞」  
ロゴマーク



和歌山県医師協同組合  
TEL 073-422-2678



守ろう！確がめよう！  
この最低賃金

厚生労働省 都道府県労働局  
労働基準監督署

## 和歌山県最低賃金

1時間 **662**円

平成19年10月20日～  
特定の産業には産業別最低賃金が定められています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

# 全国先進組合事例

兵庫県

地域密着型小売店が買物済商品を当日無料宅配サービス  
南塚口センターセブン協同組合

所在地 〒661-0012

尼崎市南塚口町7丁目1番14号

電話番号 06-6429-4378

FAX番号 06-6421-4711

設立 昭和53年7月

出資金 89,520千円

組織形態 共同店舗組合

地区 尼崎市南塚口町7丁目

主な業種 小売業、飲食業、サービス業

組合従業員 1人

組合員 8人

URL <http://www.centerseven.or.jp/>

専門店と多元化スーパーからなる小規模地域密着型小売店が、周到な準備を経て買物の利便性向上を目的として、カード会員を対象に、買物済商品の当日無料宅配事業を展開

## 背景と目的

平成12年度以降、商工会議所セミナー等で宅配システムを研究するうちに、高齢化社会を見据えての新サービス提案が必要という理事長の判断が生じたことから、引き続き兵庫県の補助事業を活用して基本構想を策定し、共同宅配シャトル便実証実験を実施するなど、周到的な準備を重ねられた。当組合は、専門店と多元化スーパーからなる地域密着型小売店舗として、販促事業の基盤であるポイントカード事業やホームページでの情報発信に加え、高齢化社会への対応も視野に入れつつ商圏内のお客様の買物利便性の向上を目的として買物商品宅配事業を展開している。

## 事業・活動の内容

宅配サービスは、原則として半径800メートル迄の範囲を対象としており、買物代金支払後に宅配依頼されたカード会員に向け、午後3時迄受付分は当日の午後4～6時の時間帯に無料でお届けしている。一部、近隣の病院や老人ホームからの電話注文等にも対応している。配達件数実績は、平成15年度以降18年8月末迄の合計で、稼働日数1,101日で16,238件（1日当たり平均14.7件）となっている。

## 成果

上記宅配実績に加え、お客様の来店回数増や、街頭で「配達で助かっている」との声がかり、商圏外に引っ越された方が宅配で買い続けていただけるケースもある。固定客が宅配サービスを安定的に利用されている姿が浮かぶが、サービスカウンター等での宅配サービス自体のPRも控えめで、一つのシステムとして宅配サービスを作り上げた今こそ、「お知らせの徹底のためのアピール強化期間設定と、その成果の検討」への取り組みも望まれている。本事業をさらに発展させ、チラシ・カタログ・ホームページで商品情報を提供し、電話・ファックス・パソコンで注文を受け付け、宅配も行う「ご用聞き兼買い物代行事業構想」の具体化が期待されている。



▲南塚口センターセブン全景



▲センターセブン号

## 沖縄県

# 豊見城市ウーヅ染め事業協同組合

「ピンク色」を開発！新商品により新たな販路を開拓

所在地 〒901-0223  
豊見城市字翁長291-1

電話番号 098-850-8454

FAX番号 098-850-8551

設立 平成6年8月

出資金 190千円

組織形態 産地組合

地区 豊見城市

主な業種 染色・織物業

組合従業員 2人

組合員 19人

URL

<http://www2.tontonme.ne.jp/users/ujizome/>

「沖縄から発信する春の色、祝いの色」として、サトウキビの穂を活用したピンク色を開発。結婚式の引出物・記念品等さらなる販路拡大を目指す

### 背景と目的

ウーヅ染めとは、常夏沖縄の太陽のもとで育った黒砂糖の原料であるサトウキビ（沖縄の方言ではウーヅと称す）の葉を原料とした「織り」「染め」のことで商工会の「村おこし事業」で開発された。

糸を染め織機にかけて作品化するものと、布地を染めて作品化する二つの方法があり、それを総称してウーヅ染めと称している。ウーヅ染めは、これまで落ち着いた色合いである若草・黄・茶・モスが基本色であったが、サトウキビの穂を活用したピンク色を開発したことにより、より多種類の色が得られることから、その用途も衣類、ネクタイ、名刺入れ、のれん、タペストリー、バッグ等の身の回り品から装飾品等多岐にわたる製品が可能であり、その市場性が期待されている。

### 事業・活動の内容

沖縄県の地場産業振興助成事業によるサトウキビの穂による染色（ピンク）は、従来の若草色のウーヅ染めとは異なる色で、サトウキビの穂が出る11月～3月の期間限定の染色として、沖縄から「春の色、祝いの色」として、結婚式の引出物・記念品等、新たな展開が可能となった。

### 成果

県外からの観光客をターゲットとした商品開発をはじめ、県内においてもクールビズが広く浸透してきたことから、かりゆしウェア等の販売が好調であり、今後は新色を用いた商品開発が期待できる。さらに、顧客から要望の多かった服飾雑貨やファッション性の高い若年層向けのワンピースやカジュアルなTシャツなどの商品開発も検討しており、今後、県内外に向け更なる販路拡大を目指している。



▲若年層の女性向けの新色「ピンク」のワンピース



▲シルク素材の明るい配色の製品、通勤用にも利用できるハンドバッグなどの服飾雑貨

# 平成19年4月1日から 高年齢者雇用確保措置の 義務対象年齢が 63歳に引き上げられました

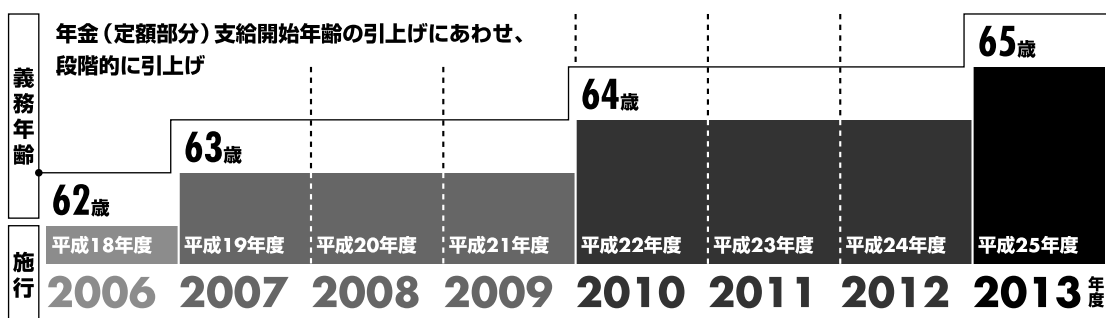
いずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じることが義務づけられています

① 定年の引上げ

② 継続雇用制度の導入

③ 定年の定め廃止

※継続雇用制度の導入については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、事業主が労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。



なお、上記の高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、あくまでも当該期間内における高年齢者雇用確保措置の制度上の義務化年齢を定めているものであり、当該期間中に定年に到達した者の雇用終了年齢を定めているものではありませんので、ご注意ください。

このため、例えば、60歳定年の企業における、定年到達日の属する期間別の継続雇用制度等の雇用終了年齢（少なくともこの年齢に到達する日までの雇用が必要）は次のとおりになります。

平成19年4月1日～21年3月31日

..... > 60歳定年到達者：64歳

平成21年4月1日以降

..... > 60歳定年到達者：65歳

## 高年齢者雇用確保措置の 実施に当たって 問題を抱えている事業主の方は…

### 相談・援助

「高年齢者雇用アドバイザー」から人事・労務管理制度等に関する専門的・技術的アドバイスを無料で受けられます！

### 継続雇用制度奨励金

平成19年3月31日までに、65歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行うなど、一定の要件を満たした場合、「継続雇用制度奨励金」が支給されます！

詳しくは都道府県高年齢者雇用開発協会へお問い合わせください  
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構ホームページもご覧ください  
<http://www.jeed.or.jp/>

お問合せは中央会まで  
TEL 073-431-0852

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html> もご覧ください。

# わかやま

和歌山パワー

## POWERで バックアップ!



### 平成19年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

当機構は

- ・企業合同面談会の開催
- ・就職能力向上セミナー・講習会の開催
- ・再チャレンジ支援事業(トライアル雇用)の推進
- ・無料職業紹介

を行っております。詳しくは支援機構まで!!

### 和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

〒640-8227 和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL. **073-402-2111** FAX. **073-425-5086**

・Eメール [roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp](mailto:roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp)

・ホームページ <http://www.waroushi.jp>

構成団体／連合和歌山・経営者協会・中小企業団体中央会・商工会議所連合会・商工会連合会

# 情報連絡員報告

## 1月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値＝増加(好転)割合 － 減少(悪化)割合

D I 値> 0 … 景気上向き

D I 値＝0 … 景気横ばい

D I 値< 0 … 景気下向き

業界景況／前月比

－57.5／前月比5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

| 業 種     | 項 目         | 売 上 高 | 収 益 状 況 | 資 金 繰 り | 業 界 景 況 |
|---------|-------------|-------|---------|---------|---------|
| 製 造 業   | 食 料 品       | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 繊 維 同 製 品   | ↓     | ↓       | →       | ↓       |
|         | 木 材 木 製 品   | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 印 刷         | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 化 学 ゴ ム     | ↑     | ↓       | →       | →       |
|         | 窯 業 土 石 製 品 | ↓     | →       | →       | ↓       |
|         | 鉄 鋼 金 属     | →     | →       | →       | →       |
| 非 製 造 業 | そ の 他       | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 卸 売 業       | ↓     | ↓       | →       | ↓       |
|         | 小 売 業       | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 商 店 街       | ↓     | ↓       | ↓       | →       |
|         | サ ー ビ ス 業   | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 建 設 業       | ↓     | ↓       | →       | ↓       |
|         | 運 輸 業       | ↓     | ↓       | →       | ↓       |
| D I 値   |             | －52.5 | －57.5   | －37.5   | －57.5   |

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

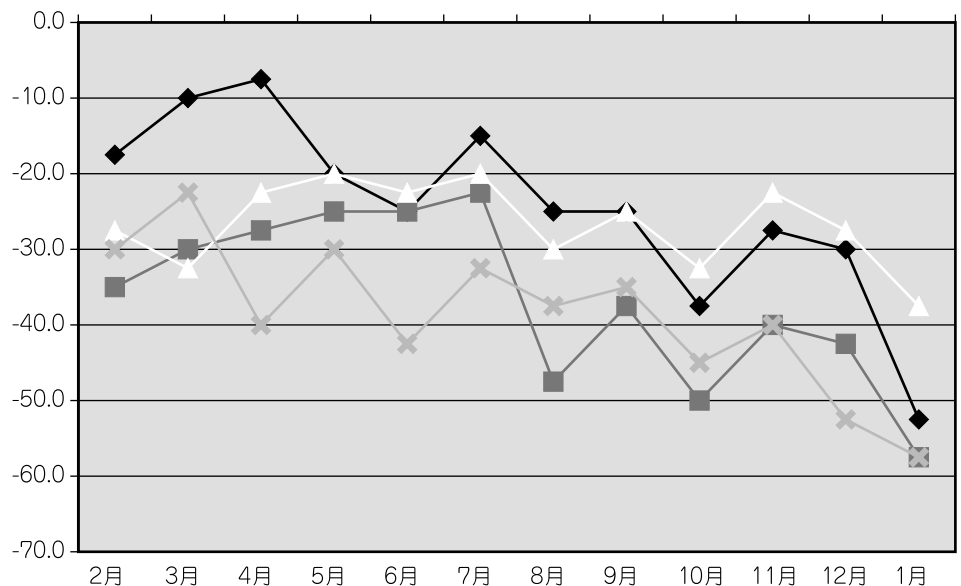
## 総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値：景気動向指数)は、マイナス57.5ポイントであり、同12月調査と比べて5ポイント悪化した。

同12月調査と比べ、「売上高」も22.5ポイント悪化、「収益状況」も15ポイント悪化、「資金繰り」も10ポイント悪化した。

1月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は15名、「悪化」との回答は24名で、「好転」との回答は1名であった。

## 年間D I 値 (前年同月比) の推移



## ● 製造業 ●

|           |                                                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食 料 品     | 中国梅を扱う業者はギョーザの農薬入りの報道を受けてその対策に忙しい状況であり、売れ行きは止まっている状況。紀州梅にシフトしたいが、B、C、外は品薄で対処に苦慮している。(紀州みなべ梅干)       |
| 織 維・同 製 品 | 原油高騰により、原材料費、加工費等が上昇してきている。価格転嫁が難しいので苦慮している。(紀州繊維)<br>全製品が少々売上が減っている。(手袋)                           |
| 木 材・木 製 品 | 建築確認手続きの遅れか、昨年末から依然として受注数は伸びず、各企業仕事量確保に奔走している。得意先の倒産等で影響を受けている企業も有る。(建具)<br>景況は最悪の状態です。(木工センター)     |
| 化 学 ゴ ム   | 諸原料価格の値上がりが続く中、収益低下が激しい。(化成品)                                                                       |
| 窯業・土石製品   | 和歌山市内の出荷量の前年比が45%減少した。県全体でかなりの落ち込みになった。(県生コンクリート)                                                   |
| 鉄 鋼・金 属   | 仕事量が減少傾向の事業所も見られる。また、材料については、値上がりは一服している。(機械金属)<br>好調持続。(住金協力企業)                                    |
| そ の 他     | 販売数量横すべりも経営は苦しくなってきた。(海南特産家庭用品)<br>エナメル関連は依然として順調に推移している。原皮は品薄状態が続いている。全体としては前年同期よりやや好調に稼働している。(皮革) |

## ● 非製造業 ●

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------|-----|--------|------------|-------|-------|--------|------------|--------|-------------|---------|-------------|---------|--|-------------|
| 小 売 業        | 不況感からか、食品価格の値上げによるものか分からないが、全体的に買い控え。あまり商品が動いていない。(日高総合卸売市場)<br>何とも厳しい新年の幕開けです。私達個店小売業の取り巻く環境は一段と厳しくなっています。消費の落ち込み、インターネットの普及は我々に大きな試練を与えています。同業者の話聞いても「万事尽きた」の声多し。この一年五里霧中です。(県時計貴金属眼鏡)<br>和歌山市の平成20年度実施予定の主な事業の中で、中心市街地活性化基本計画に基づいて、中心市街地の各種施設の入場特典が付いた1日周遊バス切符の発行などを行って計画の推進を図るとのこと。閑散としたシャッター通りにどのくらい集客が出来るのだろうか？(和歌山市)<br>1月は物販業の方は商店街では変わらずかやや減少ではなかったかと思います。我が組合の商品券事業の発売の方は全く少なく、回収が多く、大変でした。(田辺市)                                                                                                                                                                                                   |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |
| 商 店 街        | 今年に入り、株価の下落や原油価格の高騰による各メーカーの値上げが相次ぎ、明るい話題もなく、お客様に買い控えの心理が働いているのか？それとも寒さのせいなのか？後者の方であってほしいのですが、人通りも少なく感じられました。(ぶらくり丁)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |
| サ ー ビ ス 業    | 米国の金融不安が根強い中で日本の経済環境が予測することの出来ない暗いニュースが氾濫しています。その上、原油高・円安・株価の暴落、政局の不安定と国民のレジャーに対する衰退材料ばかりで、経済の改革が出来ず不況時代が拡大するばかりです。(旅館)<br><table border="1"> <tr><td>宿泊人員(対前年同月比)</td><td>100.9%</td></tr> <tr><td>総売上</td><td>100.5%</td></tr> <tr><td>1人当たりの消費単価</td><td>99.6%</td></tr> <tr><td>総宿泊料金</td><td>105.7%</td></tr> <tr><td>1人当たりの宿泊単価</td><td>104.7%</td></tr> <tr><td>H19/1月 宿泊人員</td><td>83,048人</td></tr> <tr><td>H20/1月 宿泊人員</td><td>83,787人</td></tr> <tr><td></td><td>739人(0.9%増)</td></tr> </table> <p>正月明け、諸物価高騰傾向による収益圧迫材料もあり、本年度先行き読みにくい。昨秋より宿泊単価が底を打ち、上昇の兆しが見られる。新食材「くえ」の浸透を積極的に図りたい。(白浜温泉旅館)</p> | 宿泊人員(対前年同月比) | 100.9% | 総売上 | 100.5% | 1人当たりの消費単価 | 99.6% | 総宿泊料金 | 105.7% | 1人当たりの宿泊単価 | 104.7% | H19/1月 宿泊人員 | 83,048人 | H20/1月 宿泊人員 | 83,787人 |  | 739人(0.9%増) |
| 宿泊人員(対前年同月比) | 100.9%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |
| 総売上          | 100.5%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |
| 1人当たりの消費単価   | 99.6%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |
| 総宿泊料金        | 105.7%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |
| 1人当たりの宿泊単価   | 104.7%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |
| H19/1月 宿泊人員  | 83,048人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |
| H20/1月 宿泊人員  | 83,787人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |
|              | 739人(0.9%増)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |
| 運 輸 業        | 平成20年1月の輸送量は全体的に約6%のマイナスであった。燃料価格は12月度と横ばいであったが、最高値であるため経営は厳しい。中小企業庁のセーフティネット貸付制度も業者が思う様に借り入れが出来ないのが実情である。絵に書いた餅である。(市運送)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |        |     |        |            |       |       |        |            |        |             |         |             |         |  |             |



# 充実した中央会共済制度のご案内

## — 堂々のラインナップ! —

共済制度実施団体 ● 和歌山県中小企業団体中央会 / 加入資格 ● 中央会の会員に属する法人・事業主

### オーナーズプラン

事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

### 総合保障プラン

事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

### 特定退職金共済制度（新企業年金保険）

従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

### パートナーズプラン

個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

## 三井生命保険株式会社 和歌山支社

和歌山市小松原通1丁目1-11 大岩ビル TEL:073(432)3360 FAX:073(431)5232

※各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

### 火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災  
総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

### 自動車事故費用共済

もしものとき…お手軽な掛金でもうひとつの安心を！

補償内容（共済金額300万円契約の場合）

| すべての共済金は、共済契約者にお支払します。                       |                                                                     |                                                                                                   |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                              | 負傷者が契約者側の場合                                                         | 負傷者が相手側の場合                                                                                        |
| <b>死亡共済金</b><br>事故の日から180日以内に死亡されたとき（1事故につき） | 300万円                                                               | 共済契約者の経済的負担を補うため<br>合計300万円までの実費を支給<br>契約者側にも過失のある場合<br>死亡臨時費用共済金（一時金として支給）30万円                   |
| <b>後遺障害共済金</b><br>（障害級別による）                  | 12～300万円                                                            | 12～300万円 算定された額を限度として実費を支給                                                                        |
| <b>入通院共済金</b><br>365日分<br>または300万円限度         | （1人あたり）<br>入院日額 4,500円<br>通院日額 2,250円<br>1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円 | 左記の日額により、<br>合計300万円までの実費を支給<br>契約者側にも過失のある場合<br>入通院臨時費用共済金（一時金として支給）3万円<br>（3日以上通院または入院で、1事故につき） |

車種別共済掛金

| 共済金額             | 300万円   |
|------------------|---------|
| 車種               | 年 払     |
| 自家用乗用自動車         | 10,000円 |
| 自家用軽乗用自動車        | 5,500円  |
| 自家用普通貨物自動車（2t超）  | 17,500円 |
| 自家用普通貨物自動車（2t以下） | 14,500円 |
| 自家用小型貨物自動車       | 10,000円 |
| 自家用軽貨物自動車        | 5,500円  |

（対物担保特約掛金は含んでいます。）

ご契約いただけない車

1. 登録番号9及び90から99の特殊車輛
2. 営業用車輛（タクシー・運送会社の貨物車）
3. ダンプカー・ブルドーザー等

#### 特 約

対物担保特約（1事故につき） 30,000円 他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき（1共済期間内に1回）  
※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。（特約を除く）

問 合 先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL (073) 431-3288 (代)

# 富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

## グループ傷害保険

経営安心部長



- ①労災認定を待たずに保険金をお支払い！
- ②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！  
(売上高方式の場合)
- ③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
- ④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！  
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
- ⑤入院・通院保険金は1日目からお支払い！
- ⑥特約により地震などの天災を補償！
- ⑦建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！  
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

## グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯



- ①お工作中的のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
  - ②年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！  
※入院医療保険金特約にかぎります。
  - ③医師の診査は不要。各人の告知も不要！  
※被保険者数が5名以上の場合に限りです。
  - ④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
  - ⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
- 被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

## 医療保険

医療費用担保特約付帯



ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合

- ①健保の3割自己負担分をお支払いします！
- ②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
- ③入退院時の交通費をお支払いします！
- ④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
- ⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

富士火災海上保険株式会社

〈本 社〉  
〒542-8567  
大阪市中央区南船場1-18-11  
TEL.06-6271-2741（大代表）  
HOME PAGE  
<http://www.fujikasai.co.jp>

〈東京本社〉  
〒104-8122  
東京都中央区銀座2-12-18  
TEL.03-3542-3911（大代表）





和歌山城(和歌山市)



## 和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地  
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852  
FAX 073-431-4108  
URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>  
E-mail [info@chuokai-wakayama.or.jp](mailto:info@chuokai-wakayama.or.jp)